

岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第4条第1項に定める工房は、次の要件を備えた工房をいう。

- 一 経済産業大臣指定の伝統的工芸品（以下、「伝統的工芸品」という。）製造に要する設備を有していること。
- 二 伝統的工芸品製造に要する道具を備えていること。
- 三 その他伝統的工芸品製造に必要な作業場等を有していること。

(補助対象事業)

第3条 伝統的工芸品産業産地振興事業のうち伝統的工芸品指定候補団体が行う事業及び伝統的工芸品工房設置事業のうち、国等他の機関の補助金の助成対象となる事業については、補助金の対象としない。

(補助事業者の要件)

第4条 伝統的工芸品工房設置事業を行う者は、次の要件を備えたものでなければならない。

- 一 現在、工房を設置していないこと。
- 二 補助対象事業を実施する意欲と能力を有すること。
- 三 工房設置後、5年以上継続して伝統的工芸品の製造業に従事する強い意思を有していること。
- 四 県内に工房を設置する者であること。

第5条 伝統的工芸品工房設置事業を行う者で、産地組合等の構成員でない場合は、前条第一号から第四号までの要件を備え、事前に県に協議したうえで、産地組合等に伝統的工芸品を製造できる者と認められた場合は、要綱第2条第11号を適用する。

第6条 伝統的工芸品工房設置事業を行う者は、工房を設置した翌年度から起算して5年間、知事が別に定める期日において、当該補助事業に係る過去1年間の活動状況について岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金に係る状況報告書（別記1号様式）を作成し、翌月末までに知事に報告しなければならない。

第7条 要綱第15条第3項に定める補助金の返還額は、当該工房に関し、減価償却の方法により算定した残存価額を補助対象額で除して得た額に、交付した補助金の額を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。